

群馬大学大学院理工学府及び理工学部評価委員会規程

平成26年4月1日 制定  
改正 平成30年4月11日

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学大学評価規則（以下「評価規則」という。）第7条の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府及び理工学部（以下「学府等」という。）に、群馬大学大学院理工学府及び理工学部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学府等における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等に関する点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証（以下「大学評価」という。）を行い、もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 評議員
- (3) 副学府長及び副学部長
- (4) 学府人事・予算委員会、学部教務委員会、学府教務委員会及び入学試験委員会の各委員長
- (5) 評価規則第5条第1項第3号の室員
- (6) 事務長
- (7) その他学府長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は同条第5号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に，大学評価に関する具体的事項を検討させるため，専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は，庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は，学府教授会の議を経て学府長が行う。

附 則

1 この規程は，平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降，工学部及び工学研究科に在学する者が，当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間，当該学部及び当該研究科に係る委員会の業務を行うものとする。

附 則

この規程は，平成30年4月11日から施行する。